小野市ため池の保全等に関する

推進方針

来住町：霞谷池

小 野 市

目　次

第１章　推進方針の概要
（１）背　　景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）目　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（４）推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２章　基本方針
（１）基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第３章　推進方策
「まもる　～適正な維持管理～」
行政の取組
（１）管理者意識の向上と施設点検の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）国・県の補助事業を活用した整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）防災・減災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
地域住民の取組
（１）管理者意識の向上と施設点検の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）防災・減災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
「いかす　～多面的機能の発揮促進～」
行政の取組
（１）多面的機能の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）地域防災機能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
地域住民の取組
（１）地域の環境保全と景観形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）地域防災機能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
「つなぐ　～次世代への継承～」
行政の取組
（１）次世代を担う人と組織づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）広報活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
地域住民の取組
（１）次世代を担う人と組織づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）地域の次世代育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第４章　推進体制
（１）推進方針の実施に係る各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第５章　施策の着実な実施に向けて
（１）施策の点検・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）ため池の保全等に関する施策の点検指標・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第６章　その他
ため池の状態チェック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
ため池の漏水チェック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
維持管理の中で配慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第１章　推進方針の概要

（1）背　　景

１．ため池の特徴

ため池は、農業用水を安定的に供給するために築造され、利水農家が管理することで、地域の財産として受け継がれ今日まで農業の発展を支えてきました。

兵庫県には、現在約 38,000 箇所のため池があり、小野市には、287 箇所の特定ため池（受益面積 0.5ha 以上）があります。これは、北播磨圏内では、三木市、加西市、加東市に次ぎ 4 番目に多い地域です。

近年では、農業用施設としての機能だけでなく、ゲリラ豪雨や台風による大雨を一時的に貯留する機能を発揮することから、総合治水の観点からも非常に重要な役割を担っていると考えられます。

【ため池の主な機能】

農業用水の貯留	農業用水を溜め、必要に応じ補給
洪　水　調　整	降雨時に一時的に洪水を貯留
土砂流出防止	上流から流入する土砂を溜める
生態系の保全	水生動植物、昆虫類等の生息場所
保　健　休　養	地域の人々の憩いの場所
自然エネルギー	用地を有効活用し、電力を供給

２．ため池等の現状

近年、ため池管理者の高齢化や農家の担い手不足により、ため池の取水施設の点検や堤体等の草刈りなど適切な維持管理の実施が困難な状況になりつつあります。

このため、適切な維持管理の継続が困難なため池では、動植物の生息・生育環境の悪化や堤体の強度が劣化し、災害が発生するリスクが高まり危険な状態になる恐れを秘めています。

しかし、一方では、ため池等の農業水利施設は、農業用水貯留機能、局所的な豪雨や台風の際の雨水貯留機能、周辺環境との連続性（水田・水路）による景観形成の役割、生物の生活環境機能など、ため池は、水田に農業用水を安定に供給すること以外にも多面的な機能を有しており、その機能を発揮することで、市民の生活に多くの恵みをもたらしています。

３．目指すべき姿

ため池は、主に農業用水の水源として利用されています。しかし、時代とともにため池が有する機能は大きく変化し、その役割や管理の在り方も同様に変化してきました。

今後は、地域で造られたため池の防災・減災対策を講じるだけでなく、多面的機能の維持増進を図り、地域の重要な資源として、地域によって継続的にため池を保全管理する体制の整備が必要となります。

よって、ため池を継続的に発展させていくために、ため池保全の中心的役割を担う従来の管理組織だけでなく、地域住民等農家以外の組織が参画することで、地域全体で継続的な活動を実施する持続可能な組織の構築を目指し、「小野市ため池の保全等に関する推進方針」を策定します。

【　保全管理体制　】

従来の管理組織に加え、地域住民（自治会）、行政、学識経験者、NPO、PTA・児童会、消防組織、技術者チーム、企業等から構成され、保全管理活動の中心的役割を担う組織作りを目指します。

様々な視点を持った立場の異なる者を構成員とすることで、それぞれの得意分野で能力を発揮し、多様な意見を取り入れた保全管理を行います。

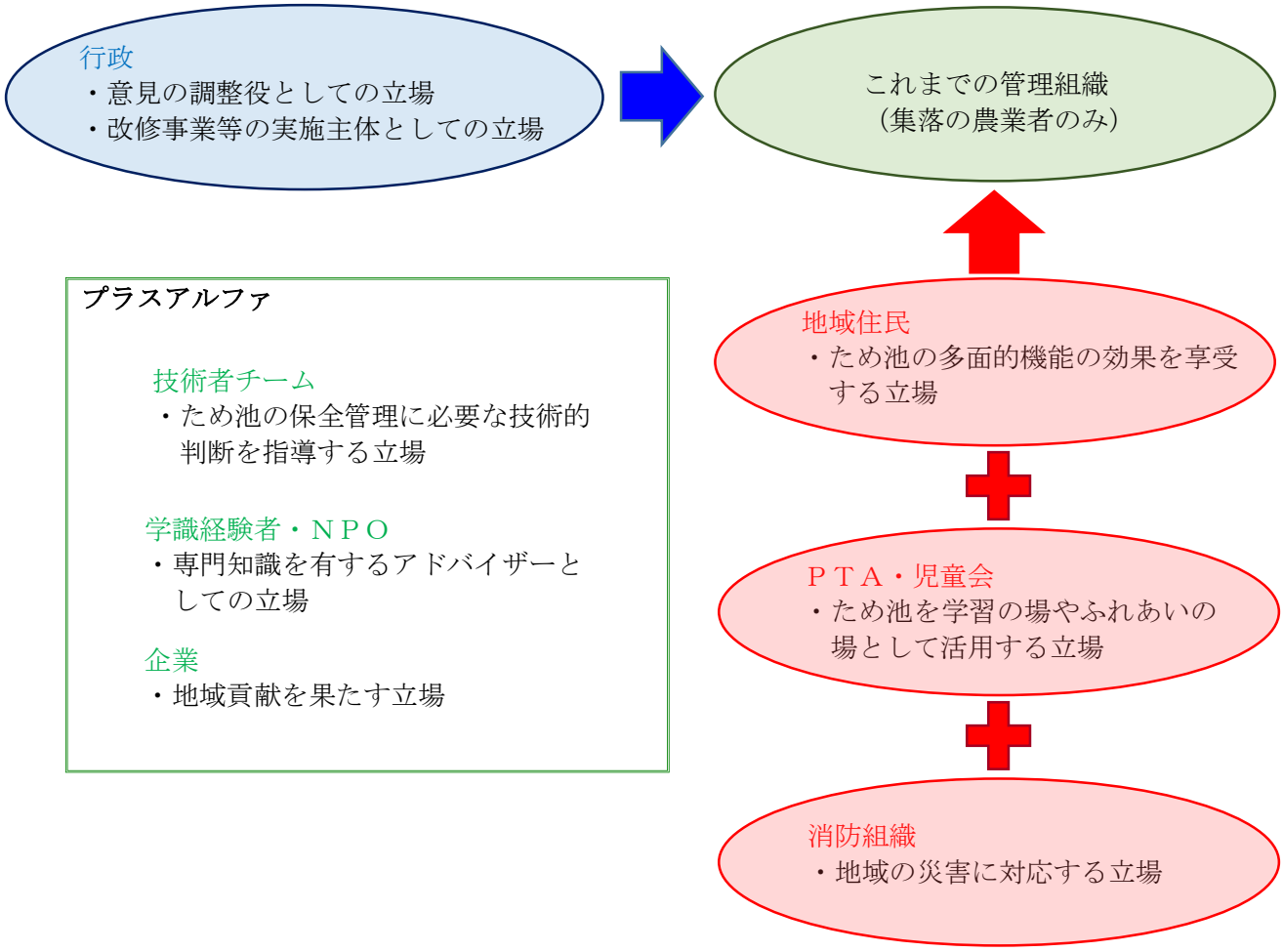

（２）目　　的　～ため池のめざす姿を実現するために

ため池の保全等に関する条例（平成２７年兵庫県条例第１８号。以下「県条例」という。）に基づき、ため池等の適正な管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取組を市民一人ひとりがそれぞれの立場で実践し、地域の財産を守り継承していくことを目的とし「小野市ため池の保全等に関する推進方針」（以下「市推進方針」という。）を策定します。

地域の貴重な財産であるため池が、地域住民の共通認識により適正に維持管理され、次世代へ引き継がれるよう、行政と地域住民は相互に連携し、情報共有をしていく必要があります。

ため池管理者の高齢化や農業者の減少により、ため池の管理が脆弱化しており、今後のため池の保全管理について、地域の管理組織のみに委ねるのではなく、関係機関が緊密に連携・協力しながら、ため池を守っていく体制づくりが必要であり、この体制を、今後継続していくために、若年層の方にも参画してもらう必要があります。

また、地域による保全管理を行うためには、ため池の施設状況を把握するとともに、利水以外の機能・役割を評価し、農業者だけでなく地域住民にも理解してもらい、管理への参画を誘導し、体制強化を図ることが重要です。

（３）位置づけ　～上位方針に即した推進方針

市推進方針は、県条例に基づき、ため池及び疎水に関する分野別方針として、兵庫県により策定された「兵庫県ため池の保全等に関する推進方針」（以下「県推進方針」という。）を上位計画とし、当市のため池及び疎水に関する分野別方針としての位置づけとなります。

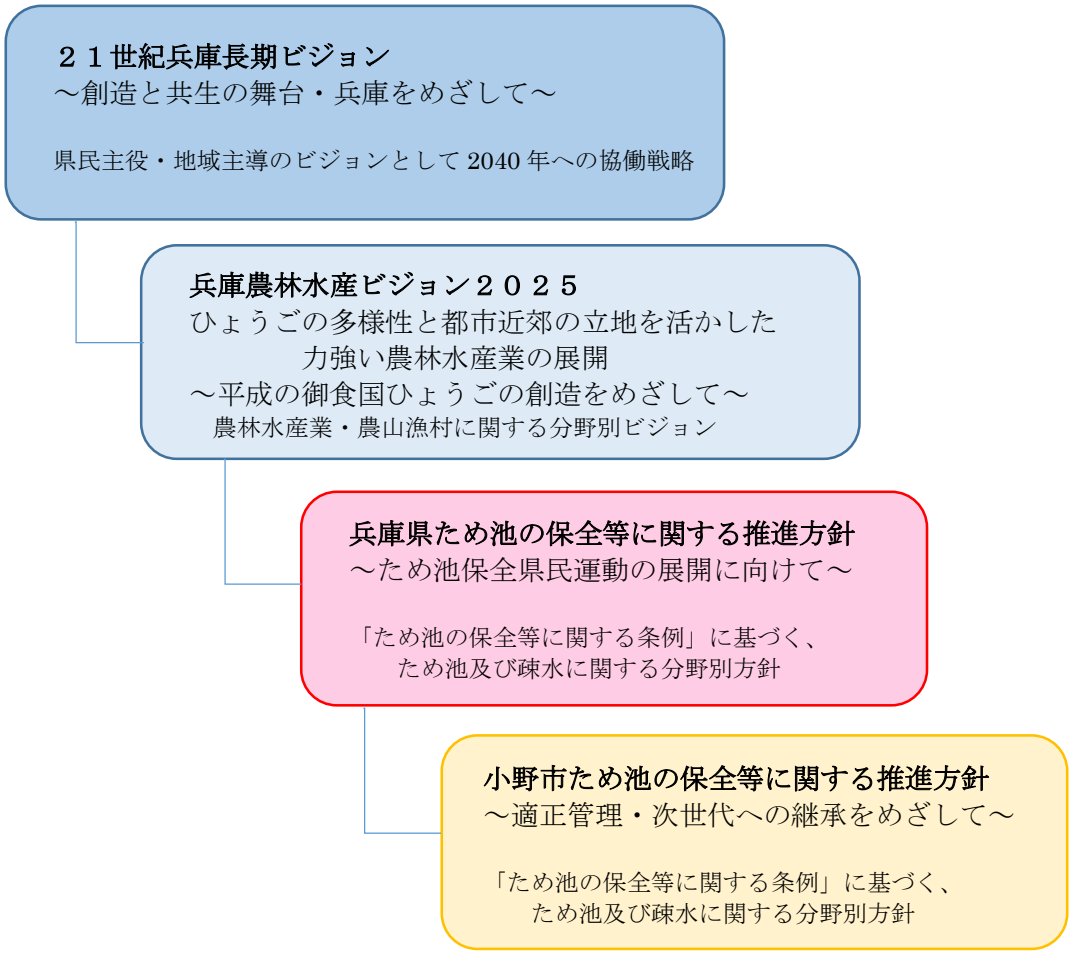

（４）推進期間

県推進方針では、おおむね１０年先を見据えたものであり、平成２８年度から３２年度までの５年間を第１期推進期間としています。また、ため池等を取り巻く社会情勢の変化並びに施策の展開状況や第１期推進期間の達成度を検証した上で、所要の見直しを図っていくこととなっています。

当市における推進期間は、平成２９年度から平成３３年度までの５年間を第１期推進期間として設定し、今後の社会情勢や推進方針の達成状況を踏まえ、５年に１度見直しを行います。

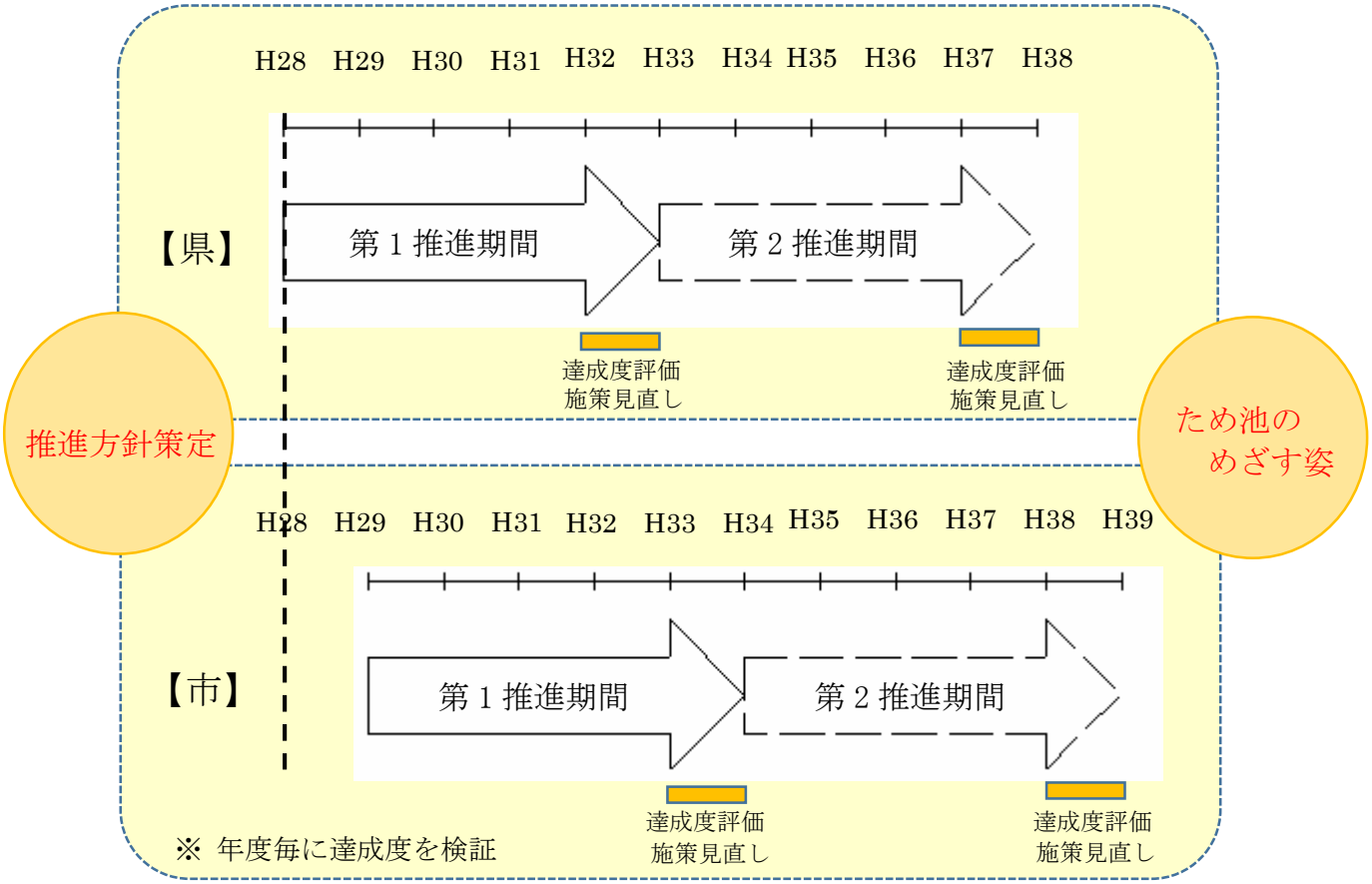

第２章　基本方針

（１）基本方針

地域の貴重な財産であるため池等が次世代に引き継がれるように「まもる」「いかす」「つなぐ」の３つの視点を小野市と地域住民との共助によるため池の保全等の基本方針とします。

【まもる】適正な維持管理

農業用水の安定供給と決壊等の災害を未然に防止するため、管理者による適正な管理の徹底と管理体制の維持・再構築を図るとともに、水害対策や耐震対策などのため池整備を計画的かつ重点的に進めます。あわせて、ハザードマップ作成等の減災対策を推進します。

【いかす】多面的機能の発揮促進

ため池管理者や市民がため池等の有する多面的機能の発揮に理解を深めるとともに、その更なる発揮に向け、防災機能の向上や環境保全、地域の元気づくりなど、多様な主体との協働や自主的な取組となるよう推進します。

【つなぐ】次世代への継承

ため池等を貴重な地域資源として次世代に継承していくため、それらに関する情報の収集、保存、発信に努めるとともに、次世代を担う人材の育成や組織づくりを推進します。

第３章　推進方策

ま　も　る　～適正な維持管理～

行政の取組

（１）管理者意識の向上と施設点検の定着
- ため池管理者講習会等の開催
- 定期点検・耐震調査結果の周知
- 優良管理者の推薦

（２）国・県の補助事業を活用した整備
- 定期点検・一斉点検等の実施の補助
- ため池改修整備事業
- ため池統廃合等

※　警戒ため池のうち、特に要望のあったため池から重点的に整備
※　災害発生リスクの高いため池の整備

（３）防災・減災
- 台風接近時等、豪雨が予想される際、ため池管理者へ事前放流の促進
- 緊急時連絡体制の整備
- パトロール等現地確認
- ため池の漏水調査

地域住民の取組

（１）管理者意識の向上と施設点検の定着
- ため池管理者講習会への参加
- 日常管理（草刈り、パトロール等）
- 施設点検の記録
- 自然環境保全（水質保全：池干し、生態系保全：外来種駆除等）

（２）防災・減災
- 非常時の対応の強化
- 多面的機能支払交付金を活用した整備
- 緊急に対策を講じるべきため池等の整備
- 豪雨や地震等による災害に備えて、情報連絡体制の整備
- 低水位管理等による洪水調整容量の確保

い　か　す　～多面的機能の発揮促進～

行政の取組

（１）多面的機能の理解の促進
- 小中学校にため池に関するイベントの案内

（２）地域防災機能の向上
- 県の補助事業を活用した、事前放流施設の整備
- 安全な施設利用に向けた普及啓発

地域住民の取組

（１）地域の環境保全と景観形成
- 水環境学習・生態系観察学習の場の提供（ビオトープ生物観察等）
- 景観形成（草刈り、ゴミ拾い）
- 文化伝承（お祭や伝統行事の実施）
- 自然環境の保全活動の実施

（２）地域防災機能の向上
- 管理者による自主的な事前放流の促進
- 安全な施設利用に向けた普及啓発

つ　な　ぐ　～次世代への継承～

行政の取組

（１）次世代を担う人と組織づくり
- 市推進方針の策定
- 疎水見学会の開催支援
- ため池クリーンキャンペーンの啓発
- 池干し（かいぼり）の支援

（２）広報活動の推進
- フォーラム等の啓発活動の推進
- 歴史や文化等の記録・伝承

小野市来住町：
きすみのビオトープ生物観察

地域住民の取組

（１）次世代を担う人と組織づくり
- 疎水見学会への参加
- ため池クリーンキャンペーンの開催
- 池干し（かいぼり）の実施

（２）地域の次世代育成
- フォーラム等への参加
- 歴史や文化等の記録・伝承

第４章　推進体制

（１）推進方針の実施に係る各主体の役割

地域がため池の保全管理を適切に行うために保全管理組織が必要
（現在は、自治会長がため池管理者を勤め、多面的機能支払の活動組織が維持管理を行っている。）

①組織としての安定性
将来にわたり継続的な保全管理を行うことが可能な組織であること

②保全管理内容の明確化
管理計画や管理規程を策定し、これに基づいた役割分担を明確化した上で、継続的な保全管理を行うこと

③災害への対応
事前防災だけでなく、災害発生時の対応についても平常時から準備しておくこと

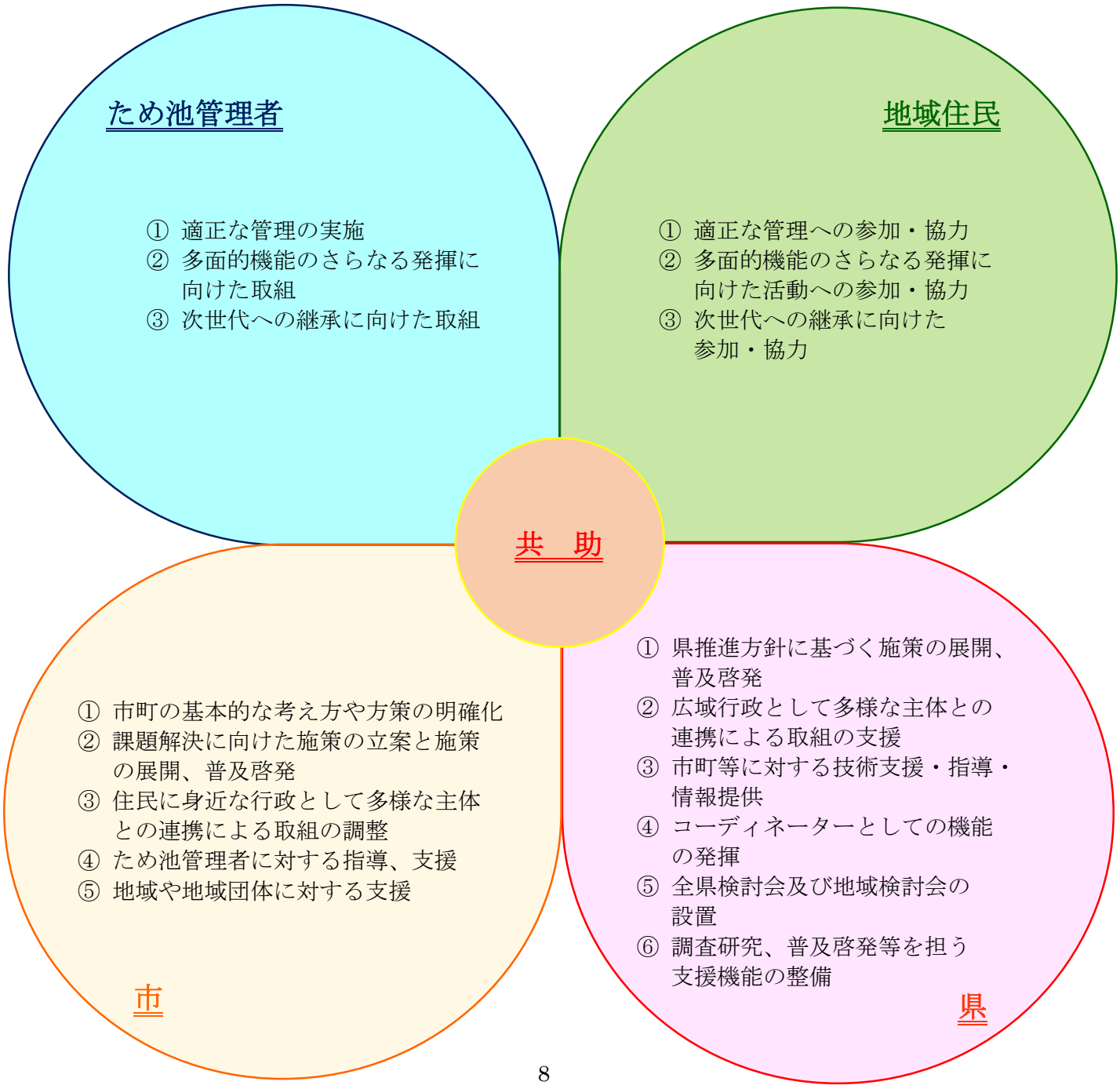

第５章　施策の着実な実施に向けて

（１）施策の点検・見直し

各施策の実施に当たっては、施策間や実施主体間の連携を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルによる定期的なチェック・見直しを行いながら、総合的かつ効果的に推進します。

また、多様な主体の参画を得て、施策の展開状況や達成度を検証し、その検証結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ることとします。

（２）ため池の保全等に関する施策の点検指標

①　市内特定ため池の定期点検の実施箇所数

選定理由：ため池の現状を把握するため、専門技術者の視点で堤体・洪水吐・取水施設等の健全度を評価し、その評価に応じた対策を講じることが重要であるため。（特定ため池 287 箇所）

現状	平成 28 年度	0 箇所
目標	平成 33 年度	287 箇所（5 年に 1 回）
	平成 38 年度	287 箇所（5 年に 1 回）

②　保全計画書の作成箇所数

選定理由：ため池定期点検において、施設に異常が発見された場合、ため池管理者は、保全計画書を作成する必要がある。また、保全計画書に基づき、必要な措置を実施することで、ため池災害を未然に防止するため。

現状	平成 28 年度	0 箇所
目標	平成 33 年度	要保全計画作成ため池すべて
	平成 38 年度	要保全計画作成ため池すべて

③　ため池管理者講習会の開催回数

選定理由：ため池を適正に管理するために必要な点検手法や注意点をため池管理者に伝え、草刈りや日常点検の徹底を図り、意識の向上と点検技術の向上を図り災害を未然に防止するため。

現状	平成 28 年度	0 回
目標	平成 33 年度	累計 5 回（1 回/年）
	平成 38 年度	累計 10 回（1 回/年）

④　ため池クリーンキャンペーンの実施状況

選定理由：ため池管理者と地域住民との参画と協働により、貴重な地域資源であるため池を管理し、継承していく必要があるため。

現状	平成 28 年度	15 箇所
目標	平成 33 年度	累計 107 箇所（16～21 箇所/年）
	平成 38 年度	累計 227 箇所（22～26 箇所/年）

⑤　ため池の生態系保全・地域交流活動の場の提供となる池干し（かいぼり）の支援

選定理由：ため池の池干し（かいぼり）は、施設の点検、水質改善、土砂等の排出による貯水容量の確保など用水源施設としての機能の保全に必要な管理作業であり、定期的な実施を推進するため。

現状	平成 28 年度	0 箇所
目標	平成 33 年度	累計 5 箇所（1 箇所/年）
	平成 38 年度	累計 10 箇所（1 箇所/年）

⑥　ため池整備に着手したため池数

選定理由：地元からの要望により緊急性の高いため池の整備を早期に実施し、決壊等による被害を未然に防止するため。

現状	平成 28 年度	1 箇所
目標	平成 33 年度	累計 6 箇所（1 箇所/年）
	平成 38 年度	累計 11 箇所（1 箇所/年）

⑦　緊急放流施設の整備箇所数

選定理由：台風接近時や大雨が予想される際に、ため池の事前放流を行い水位を下げることで、ため池を活用した総合治水対策を推進するため。

現状	平成 28 年度	6 箇所
目標	平成 33 年度	累計 16 箇所（2 箇所/年）
	平成 38 年度	累計 26 箇所（2 箇所/年）

ため池チェックポイント

【 ため池の状態チェック 】

- □　洪水吐に土のうを積んでいないか。
- □　ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していないか。
- □　堤体上流法面や洪水吐流入部に流木、枯れ枝、竹、ゴミ等がないか。
- □　堤体や管理用道路が見えないほど草木や竹が茂っていないか。
- □　刈り取った草を堤体に放置していないか。
- □　堤体の一部が沈下したり、せり出したりしていないか。
- □　樋管まわりから漏水はないか。
- □　巻き上げハンドルやゲートはきちんと作動しているか。
- □　ため池にどんな生物が生息しているか知っているか。

ため池の適正な維持管理を心掛けましょう。日常点検は、不具合箇所の早期発見につながります！

【 ため池の漏水チェック 】

- □　土が混ざり濁った水が漏れていないか。（特に危険な場合が多い）
- □　漏水量が増えたり、漏水箇所が堤体下流法面の高い位置に変化していないか。
- □　ため池堤体下流側に、水の漏れる穴がないか。
- □　ため池に水がたまりにくくなっていないか。
- □　豪雨時に、洪水が洪水吐を超えているか。
- □　取水していないのに、底樋から水が漏れていないか。

該当するものがある場合は、市へご相談ください。

【 維持管理の中で配慮すべき事項 】

１．水位の管理

水位の管理は、最も基本的かつ重要なため池の維持管理方法であり、適正な水位管理により効率的な水利用が可能になる。非かんがい期に水位を下げることは、水質及びヘドロ化の改善にもつながります。

〔ポイント１〕　：従来の水管理をこれからも継続しましょう。
　　水位変動により、水際に多様な環境が創出されます。

〔ポイント２〕　：可能であれば、年に一度は水を抜きましょう。
　　外来種の駆除に役立ちます。

〔ポイント３〕　：水位の状況に合わせて以下の項目を記録しましょう。
　　・どのように動植物が生息・生育しているか
　　・アオコ、悪臭、濁りが発生していないか
　　・外来種が生息していないか

２．草刈り及び伐採

〔ポイント１〕　：草刈りは、年間２～３回を目安に行いましょう。

〔ポイント２〕　：堤体上の樹木は必ず伐採（伐根）しましょう。

〔ポイント３〕　：刈り取った草は必ず持ち出すか、焼却処分しましょう。

小野市ため池の保全等に関する推進方針
平成２９年６月　発行

編　集
小野市地域振興部産業創造課
〒675-1380
小野市王子町 806-1
ＴＥＬ：0794-63-1928（直通）